

令和7年度 定額減税不足額給付金申請書(請求書)(不足額給付2)

※ 不足額給付金とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注：調整給付金(当初給付分)とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市区町村
(令和7年度個人住民税の課税市区町村)

山形市長

市受付印

【本様式での申請が必要な方】

次のすべてに当てはまる方

- ・令和6年分所得税額及び令和6年度個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円
- ・税制度上、扶養親族等として定額減税の対象外である
- ・令和5年度非課税世帯又は均等割のみ課税世帯向け給付金、令和6年度非課税世帯又は均等割のみ課税世帯向け給付金の、世帯主又は世帯員として受給していない
(対象となりうる方の例：青色事業専従 または 事業専従者の方、合計所得金額が48万円超である方)

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 下記の支給要件に該当する場合、原則として4万円(※)が支給されます。山形市における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合、不足額給付金は支給されません。※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は3万円

【支給要件】

以下のいずれかの条件を満たすこと

- ・令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の支給対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった
- ・地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった

- ② 不足額給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、山形市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ この申請書は、山形市において支給決定をした後は、不足額給付金の請求書として取り扱います。
- ⑤ 山形市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年11月20日までに、山形市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑥ 不足額給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や支給要件に該当しないことが判明した場合は、不足額給付金を返還します。(意図的に虚偽の記載した場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。)

1. 申請者・請求者

フリガナ	生年月日	現住所
氏名		
	西暦 年 大正・昭和・平成 年 月 日	〒 山形市 電話 ()

【代理人が申請・請求する場合は、次の枠内をご記入ください】

フリガナ	申請者との関係	代理人生年月日	代理人住所
代理人氏名			
		西暦 年 大正・昭和・平成 年 月 日	〒 山形市 電話 ()
上記の者を代理人と認め、不足額給付金の申請・請求を委任します。		申請者氏名	署名(ただし、自書でない場合は押印が必要)

裏面も必ずご確認ください

2. 振込口座(申請者の口座名義に限ります。)

通帳またはキャッシュカードの写しが必要です。長期間入出金のない口座は記入しないでください。

金融機関名		支店名	種目	口座番号 ※右詰めでお書きください。	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	1.銀行 2.信用金庫 3.農協 4.信用組合 5.労働金庫	本店 支店 出張所	1普通		
		支店コード	2当座		

提出書類

☐ 『令和7年度 定額減税不足額給付金申請書(請求書)』(本書類)

※ 必要事項をご記入ください。

- ☐ 誓約・同意事項(表面中段)
- ☐ 申請者(または代理人)の氏名など(表面下部)
- ☐ 振込口座(裏面上部)
- ☐ 署名(裏面下部)

☐ 『令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し(コピー)』

※ 受給要件の確認に必要な令和6年所得税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

☐ 『事業主の令和6年分所得税確定申告書 または 青色事業専従者に関する届出書の写し(コピー)等』

※ 青色事業専従者または事業専従者の方のみご注意ください。

☐ 『令和6年度個人住民税の納税通知書 または 課税証明書の写し(コピー)』

※ 受給要件の確認に必要な令和6年度個人住民税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

☐ 『住民票の写し』

☐ 『世帯員全員の令和5年度及び令和6年度個人住民税の課税証明書の写し(コピー)』

➡ これら3つの書類は、令和6年に山形市に転入された方のみご注意ください。

☐ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』

※ 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

☐ 『振込口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
(チェック漏れや提出書類の不備がある場合、申請は受付できません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和7年 月 日 申請者氏名

本人確認書類等貼付用紙

本人確認書類のコピー 貼り付け欄

本人確認のため、必ず貼り付けしてください

※例：運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(顔写真の面)など(いずれか1つ)

※運転免許証の裏面にも住所等の印字がある場合は、裏面もコピーしてください。

※代理人(次の法定代理人を除く)が申請する場合は、本人+代理人の本人確認書類のコピーを貼り付けしてください。

※法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいいます)が申請する場合は、法定代理人の本人確認書類及び登記事項証明書のコピーを貼り付けしてください。

通帳またはキャッシュカードのコピー 貼り付け欄

誤振込防止のため、表面に記載した口座情報がわかる書類を必ず貼り付けてください。

※必要情報：金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人のフリガナ

※口座名義に「成年後見人」や「保佐人」とある場合は、成年後見人または保佐人の本人確認書類及び登記事項証明書のコピーを上枠内に貼り付けしてください。